○ 財務省告示第 284 号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号) 第 5条第 11項の規定に基づき、令和 7年 10月 1日に発行 した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年11月7日

財務大臣 片山 さつき

- 1 名称及び記号
- 2 発行の根拠法律及びその条項
- 3 振替法の適用等
- 4 発行方法

利付国庫債券 (2年) (第 477回) 特別会計に関する法律(平成 19年法律 第 23号)第 46条第 1項、第 47条第 1 項及び第 62条第 1項

社債、株式等の振替に関する法律(平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 という。)の規定の適用を受けるもの とし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札(以 下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」とい う。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額を定め るものによる発行(以下「国債市場特 別 参 加 者 ・ 第 Ⅰ 非 価 格 競 争 入 札 発 行 」 という。)及び価格競争入札の募入の 決定をした後に行われる入札であっ て、財務大臣が各国債市場特別参加者 ごとに応募限度額を定めるものによる 発行(以下「国債市場特別参加者・第

- 5 募入決定の方法
  - (1) 価格競争入 札発行

各申込みのうち応募価格の高いものか らその応募額を順次割り当てる。

Ⅱ非価格競争入札発行」という。)

(2)国債市場特 別参加者・ 第I非価格 競争入札発 行及び国債 市場特別参 加者·第Ⅱ 非価格競争 入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度 額の範囲内において各申込みの応募額 を割り当てる。

## 6 発 行 額

札発行

(1) 価格競争入 額面金額で2,108,900,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第 1項の規定に基づき発行した利付国債 については、額面金額で 149,851,400,000 円、同法第 47条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額 面 金 額で 1,931,076,300,000 円 、同 法 第 62 条 第 1 項の規定に基づき発行した利付国債 については、額面金 27,972,300,000 円

- (2) 国債市場特 別参加者・ 第 I 非 価 格 競争入札発 行
- 特別会計に関する法律第 47 条第 1 項 の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で590,700,000,000円
- (3)国債市場特 別参加者· 第Ⅱ非価格 競争入札発 行

特別会計に関する法律第 46 条第 1 項 の規定に基づき発行した利付国債につ いて、額面金額で26,000,000,000円

## 払込金額

- 札発行
- (1) 価格競争入 2,110,991,865,000円

- (2) 国債市場特別参加者・ 第 I 非価格 競争入札発
- 591,284,793,000 円
- (3) 国債市場特別参加者・ 第 II 非価格 競争入札発
- 26,025,740,000 円
- 8 最低額面金額
- 50,000 円
- 9 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。

令和7年10月1日

- 10 発行日
- 11 発行価格
  - (1) 価格競争入 札発行
  - (2) 国債市場特別参加者· 第 I 非価格競争入札発
    - 行及び 男 間 情 が 別 都 者 ・ 競 第 Ⅲ 非 価 格 競 争
    - 入札発行

- 額面金額 100 円につき 100 円 7 銭以上のそれぞれの応募価格
- 額面金額 100円につき 100円 9銭 9厘

12 利率

年 1.0%

13 初期利子

令和8年4月1日を支払期とし、次の 算式により算出した金額を支払う。た だし、支払期が銀行休業日に当たると きは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 15 号において規定する期 日について同じ。)。 額 面 金 額  $\times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$ 

子

14 第2期以後の利 毎年4月1日及び10月1日を支払期 とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

15 償還期限

令和 9年 10月 1日

16 償還金額 額面金額 100円につき 100円

17 元利金支払場所 日本銀行

18 入札参加者財務大臣から通知を受けた者19 払込期日令和7年10月1日